福県医発第１８１５号（地）
平成１９年　１月１２日

第1301号 受付 19.1.15 小郡三井医師会

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武

宮崎県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

１．宮崎県歯科医師国民健康保険組合

（１）改正内容

区　　分	現　行	**改正後**
７０歳以上の一定以上所得者	２　割	**３　割**

（２）施行年月日　　平成１８年１０月１日

小郡三井医師会より　　**担当理事　友清　明**

小郡三井医師会
H19.01.15
丸山

医療

(公印省略)

１８国援第１０１号－１７
平成１８年１２月２８日

福岡県医師会長　殿
福岡県歯科医師会長　殿
福岡県薬剤師会長　殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
（施設医療係）

宮崎県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添（写）のとおり、宮崎県国保・援護課長から通知がありましたので、お知らせします。

福岡県医師会 受付 19.1.4 3504

２４１－１７００
平成１８年１２月１１日

各都道府県国民健康保険主管課長　殿

宮崎県国保・援護課長
（公印省略）

宮崎県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第２７条第２項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきまして、ご配慮願います。

記

1　改正内容
別添のとおり

2　改正の施行年月日
第１０条（一部負担金の改正）　平成１８年１０月１日

第１３条（条文の改正）　平成１８年１０月１日

国保指導担当　山本
TEL 0985-26-7063

福岡県
国援
18.12.15
第101号
-17

規約改正条文対照表

改正条文	現行条文
第３章　保険給付	第３章　保険給付
（一部負担金） 第１０条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	（一部負担金） 第１０条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
１　３歳に達する日の属する月の翌月以後であって７０歳に達する日の属する月以前である場合、組合員である被保険者は１０分の２、組合員の世帯に属する被保険者は、１０分の３。	１　次号から第４号までに掲げる場合以外の場合、組合員である被保険者は１０分の２、組合員の世帯に属する被保険者は、１０分の３。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（条文省略） ３　（条文省略）
４　７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）第２７条の２第１項に規定する者に限る）について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき。 １０分の３	４　７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）第２７条の２第１項に規定する者に限る）について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき。 １０分の２
（傷病手当金） 第１３条　組合は、被保険者である組合員が療養の給付、入院時食事療養費に	（傷病手当金） 第１３条　組合は、被保険者である組合員が療養の給付、入院時食事療養費に

係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養又は、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、老人保健施設療養費に係る療養を受けた場合において、療養のため入院したときは、入院した日を起算日とし1年度９０日を限度として1日2,000円の傷病手当金を組合員に対し支給する。	係る療養、特定療養費に係る療養又は、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、老人保健施設療養費に係る療養を受けた場合において、療養のため入院したときは、入院した日を起算日とし1年度９０日を限度として1日2,000円の傷病手当金を組合員に対し支給する。
2 （条文省略）	2 （条文省略）
附　則 1．この規約は平成１８年１０月１日から施行する。	